

令和7年度域学連携推進事業運営業務委託仕様書

1. 業務名

令和7年度域学連携推進事業運営業務

2. 業務の目的

田辺市をフィールドとした大学生の調査・研究活動や地域課題への取組を促進し、地域と学生が互いの目標や価値観を理解し共有しながら協働する「地域と大学の連携（域学連携）」を推進することで、地域が学生を育み、学生が地域に活力をもたらす好循環を創出するとともに、交流人口の拡大と地域の賑わいの創出を図る。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

4. 業務対象区域

本業務の対象地域は、田辺市内とする。

5. 業務内容

域学連携推進事業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、ここに示す業務内容は、最低限必要であると見込まれる事項を示したものであり、受託事業者は、本事業の目的を意識し、当該業務をより充実させ、効果的に実施するための提案を積極的に行い、実施するものとする。

（1）大学に対するアプローチ活動

本市でのフィールドワーク実施に向けて、大学側の関心や実施意欲を引き出すため、大学に対し積極的なアプローチ活動を実施する。なお、各大学へのアプローチ活動にあたっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

- ・本市と連携協定等を締結している大学へのアプローチ活動
- ・本市と連携協定等を締結していない大学へのアプローチ活動
- ・大学が求めるフィールドワークのニーズ調査

（2）フィールドワークプラン作成

大学側のニーズを踏まえながら、大学と共に、本市で実際に体験できるフィールドワークプランを作成するとともに、他大学にも活用可能なプランへ変換する。

- ・大学のニーズに対応した、本市で実施するフィールドワークプランの作成
- ・学生受入れに係る地域関係者（事業者・団体・行政）との協議
- ・学生と地域関係者の日程調整（旅行の手配を除く）
- ・他大学に展開可能なフィールドワークプランの作成

（3）フィールドワークのサポート

学生が（2）のフィールドワークプランを円滑に実施できるよう、大学と協力し、多角的なサポートを提供する。

- ・ 学生が地域での活動に積極的に取り組むことができる環境の整備
- ・ フィールドワーク当日の対応や学習内容への助言、地域案内等
- ・ トラブル対応、緊急連絡体制の整備
- ・ フィールドワーク実施後の学生からの問合せ対応

(4) 事後調査

今後の域学連携推進に生かすため、フィールドワークを実施した学生及び地域関係者を対象に、事業の成果や課題についての事後調査を行う。

(5) 情報発信

域学連携推進事業の取組等について効果的な情報発信を行い、地域内外の理解促進と今後の大学へのアプローチ活動の拡大につなげる。

- ・ 域学連携推進事業についての情報発信
- ・ 実施したフィールドワークの情報発信
- ・ フィールドワークプランの情報発信

(6) ミーティング

本業務の方向性や進捗状況について、月次定例ミーティングを実施する。

また、大学へのアプローチ活動の開始前、フィールドワークプランの完成前、方針転換時には、必要に応じて臨時ミーティングを開催し、柔軟かつ効果的な業務遂行を目指す。

(7) 業務計画の提示

本業務の円滑な遂行のため、業務開始前に一連の流れを整理した業務計画を策定し、本市と共有すること。業務計画には、業務全体の工程を明確に示したスケジュールを含め、各工程の実施時期や所要期間を具体的に記載することにより、進捗管理及び関係者間の認識共有を図るものとする。

6. 実施に係る留意点

- (1) 学生の安全確保に最大限配慮し、事故・トラブル時の緊急連絡体制を事前に整備すること。
- (2) 地域関係者との信頼関係の構築を優先し、丁寧な調整を行うこと。
- (3) 5.業務内容の(2)・(3)については、それぞれ5件以上実施するものとし、5件に満たない場合は委託料を減額する。

7. 成果品（電子データ）

- (1) アプローチ活動記録（訪問・説明実施リスト／ヒアリング記録）
- (2) フィールドワーク実施報告書（行程、対応履歴、成果・課題点、改善提案）
- (3) フィールドワークプランの資料
- (4) (2)・(3)に関するホームページ公表用資料
- (5) 写真・動画等の取扱いについての同意書
- (6) その他、当該業務に付随する資料で本市が求めたもの

8. その他事項

(1) 業務実施体制

業務実施にあたり管理責任者を置くとともに、その者が業務全般の円滑な推進を図ること。

(2) 業務実施スケジュールの作成

契約締結後、協議の上、業務実施スケジュールを提出すること。

(3) 成果品の著作権等

提出された成果品は、本市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

(4) 写真・動画等の取扱い

本業務に関連して学生、事業者、地域関係者等の写真・動画等を撮影する際は、事前に使用目的を明示の上、本人の同意を得ること。また、取得した写真・動画等については、その同意範囲内で成果品や情報発信に使用すること。なお、同意の内容は記録に残る形で保存すること。

(5) 業務完了報告書の作成

委託業務が完了した時は、業務完了報告書を作成し、提出すること。